

令和5年度

第1回総合教育会議
会議録

とき 令和5年10月17日

品川区

令和5年度第1回品川区総合教育会議

日時 令和5年10月17日（火） 開会：午後4時00分

場所 品川区役所 第二庁舎8階 教育委員室

出席者	区長	森澤 恭子
	教育委員会教育長	伊崎 みゆき
	同 教育長職務代理者	吉村 潔
	同 委員	海沼 マリ子
	同 委員	塚田 成四郎
	同 委員	稲垣 百合恵

出席理事者	総務部長	堀越 明
	総務課長	勝亦 隆一
	教育委員会事務局教育次長	米田 博
	同 庶務課長	宮尾 裕介
	同 学校施設担当課長	森 雄治
	同 学務課長	柏木 通
	同 指導課長	中谷 愛
	同 教育総合支援センター長	丸谷 大輔
	同 特別支援教育担当課長	唐澤 好彦
	同 品川図書館長	吉田 義信

傍聴人数 6名

次第

1. 開 会
2. あいさつ 品川区長、教育長
3. 議 題
 - (1) 協議・報告
 - ・いじめ対策について
 - ・特別支援教育について
 - (2) その他
4. 閉 会

○総務部長

それでは、まず開会に当たりまして、森澤区長より御挨拶をいただきます。区長、よろしくお願いいたします。

○森澤区長

皆さん、こんにちは。本日はお忙しい中、今年度第1回目の総合教育会議にお越しいただきまして、ありがとうございます。

本日は、区内学校において発生したいじめ事案の対応に関しまして、今年度実施しました品川区いじめ問題調査委員会による調査結果の報告と、あわせて調査委員会からの提言を受けての区長部局の今後の対応方針について御説明をさせていただきます。その後、今後の区としてのいじめ対策の強化に向けた区長部局と教育委員会の連携の在り方について、皆様と意見交換をさせていただければと思っております。

また、区における特別支援教育の現状と今後の方向性等につきましても、教育委員会事務局からの説明ののち、皆様からの御意見を賜りたくお願いいたします。

今後、区立学校に通う全ての児童・生徒が安心して学校生活を送ることができる環境を整えていくために、区長部局と教育委員会の連携をさらに強化していく必要があると考えております。そのため、本日の総合教育会議において現在の各施策の進捗状況、方向性等についても認識の共有を図らせていただき、今後の取組を進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○総務部長

次に、教育委員会を代表して、伊崎教育長から御挨拶をよろしくお願いいたします。

○伊崎教育長

教育長の伊崎でございます。今、区長の御挨拶にもありましたように、教育における様々な課題について、教育委員会としての立ち位置、子どもに寄り添うという立ち位置を保ちながらも、区長部局との様々な連携が必要となると考えておりますので、先ほど区長がおっしゃられました情報共有も含めて、皆様に御認識をいただいた上で様々な御意見をいただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○総務部長

それでは、早速議題に入ります。議題の(1)協議・報告の1点目、いじめ対策について、総務課長及び教育総合支援センター長より御説明をいたします。説明の後、皆様からの御意見を伺いたく考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。それでは、総務課長からお願いいたします。

○総務課長

それでは、私からいじめ対策についてということで、まず区長部局によるいじめ対策事業について御説明させていただきます。

資料1を御覧くださいませ。令和2年2月から区立中学校で発生しましたいじめ事案に関わりまして、品川区いじめ問題調査委員会の調査を令和5年の6月から8月にかけて実施いたしました。調査結果の報告書の概要につきましては、資料1の別添ということで、配布させていただいております。こちらの調査によりまして、学校及び教育委員会とは独立したいじめ問題に対応する部署の設置を検討すべきということで提言をいただきました。そちらにつきまして、区長部局のいじめ対策につきましての経過を含めて御説明させていただきたいと思っております。

資料1の右下、委員会の調査経過を御覧くださいませ。令和5年6月26日に第1回の委員会を開催いたしまして、8月31日までに4回開催いたしまして、答申、報告書を頂いたものでございます。その間にいじめの被害者の方、保護者の方、それから当時の関係者の方への聞き取り調査等を行ってございます。

その下へ参りまして、最終的に委員会からの提言ということで、組織設置の検討が提言されてございます。5項目ございまして、まず1つ目、いじめ被害者の視点に立っていじめ問題を自ら解決することに強い使命感を有する組織とすること。2つ目が、学校・教育委員会から独立した組織とすること。3点目がいじめ事案を迅速に解決する必要なリソース・権限を有する組織であること。4つ目が、当該組織の構成員は法・重大事態ガイドラインに精通し、他の自治体で発生した事案等の対応や取組を絶えず確認し、組織としてノウハウを蓄積すること。また5つ目が、学校から当該組織に対していじめ事案が適時に報告される体制を整えること。こういった提言を受けまして、1月より窓口の設置についての補正予算を要求いたしまして、現在、議会で御審議いただいているところでございます。

下へ参りまして、今後の取組でございまして。いじめの相談窓口を新たに区長部局に設置いたしまして、いじめ専門相談員、こちらは弁護士を想定してございます、第三者的な視点を活用しながら、教育委員会と連携の下、早期発見・早期解決に向けて機動的な対応を図っていくものでございます。また、いじめポータルサイト、ホームページでございまして、こちらを開設いたしまして、家庭や地域等に対していじめへの理解・認識を深めてもらうなどの啓発をしていくとともに、こちらのポータルサイトで誰でもいじめの相談の申込み等ができるようにしてまいります。また3点目、法の趣旨や重大事態ガイドラインの理解を深めまして、他自治体におけるいじめ事案の取組を絶えず確認するなど、いじめ対策に係る知見を広げてまいります。

右上に参りまして、今後のスケジュールでございまして。先ほど申し上げましたとおり、現在こちらに関しまして補正予算を御審議いただいております、予定どおりいけば10月下旬には議決がいただける見込みとなっております。

議決をいただいた後、速やかにいじめポータルサイトの開設準備ですとか、いじめ相談員の採用、いじめ専門相談員の任用等々を行ってまいります。来年1月にはそれぞれ開設、任用等を行う予定になってございます。

右下へお進みくださいませ。概略図でございます。右側の青いブルーの点線の中に書いてございますのが、今、御説明した区長部局に新たに設置する相談窓口の概略でございます。区長部局である総務課にいじめ相談員、ソーシャルワーカーを3名配置いたしまして、それからポータルサイトを開設いたします。また、いじめ相談専門員に専門的な相談・助言をいただくような体制を取りまして、教育委員会との連携、また学校等への対応、それから支援を行ってまいります予定となっております。

資料1につきましては以上でございます。

また参考資料として、今こども家庭庁のほうで配布しております事業でございますけれども、こちらについては学校外、首長部局からのアプローチによるいじめ解消の仕組みづくりに向けたモデルケースということで、今8自治体ほどの紹介がされてございます。全てを御紹介はできませんが、北海道の旭川市については、今年度の4月に首長部局に「いじめ防止対策推進部」を新設し、同部と教育委員会の「いじめ対策担当」が一体となって事案の情報を共有して、専門性を生かしていじめ問題に対処する形を取っております。そのほか大阪府の堺市、おめぐりいただきまして大阪府の八尾市、熊本県熊本市、こういったところが既に設置もしくは設置を予定という形で動いております。

また5番以降につきましては、まだ多くが案という状態でございますけれども、千葉県の松戸市、三重県の伊勢市、大阪府の箕面市、福岡県という形で、首長部局、知事部局のほうで、いじめ相談の開設を今後やっていくというような情報がこども家庭庁のほうから紹介されておりますので、こちらについては参考という形でお配りさせていただきました。

区長部局の今後のいじめ対策事業につきまして、簡単ではございますけれども、私からは以上でございます。

○総務部長

続いて、教育総合支援センター長、説明をお願いいたします。

○教育総合支援センター長

私からはこれまでの教育委員会の取組について説明をいたします。

「教育委員会によるいじめ防止対策の取組」という資料の2を御覧ください。資料左側のいじめられている子どもへの支援として、各校に設置している目安箱や中学生のタブレット端末に入っているアイシグナル、そして専用電話を用意し、いじめの相談を受け付けております。教育総合支援センターのHEARTSのスクールソーシャルワーカー、カウンセラー、指導主事、警察OBが役割を分担しながら、学校、児童・生徒、保護者への支援を行っております。

資料の中央には地域・保護者等による支援体制の構築として、いじめ根絶宣

言、品川区いじめ防止対策推進条例、品川区いじめ対策委員会、品川区いじめ根絶協議会の説明を記載しております。

資料右側は、学校の取組を紹介しております。学校では、品川区いじめ防止対策推進基本方針を踏まえ、学校いじめ防止基本方針を作成しております。また、学校いじめ対策委員会を組織し、いじめの認知や教育委員会等との連携を行っております。「いじめを許さない学校づくり」と赤字になっておりますが、こちら昨年度まで「いじめのない学校づくり」となっておりました。「いじめのない」という言葉が学校のいじめの認知率の低さにつながっているのではないかと考えまして、文言を改めております。

以下、スクールバディ・プログラム、学級診断アセスメント、各学校のいじめ根絶宣言、品川教育の日、いじめ防止推進デーの取組の内容を記載しております。

今年度はここに記載の取組に加えて、管理職を含めた教員向けの研修の充実を図っております。6月には管理職向けの研修、また生活指導主任に向けた研修を行っております。9月6日の品川教育の日には管理職を含めた全教員を対象とした講演会を実施し、法に基づくいじめの認知やいじめが起こる要因などについて理解を深めたところです。

今後の取組についてですが、教育委員会としてはいじめの予防教育が児童・生徒にとって何より大切だと考え、現在新たなプログラムを実施できるよう検討を進めているところです。私からは以上でございます。

○総務部長

説明が終わりました。ただいまの説明に関しまして御意見、御質問等をお願いできればと存じます。

○森澤区長

吉村さんお願いします。

○吉村委員

ありがとうございました。今回の区長部局のほうにいじめ対応会議、あるいはいじめ相談員を置くということ、それから今御説明のあった従来の教育委員会事務局の取組、両方でやっていくことによって子どものいじめの重大事案、あるいはそういったことに対して速やかな対応を取っていくというのはとてもいいことだと思っておりますし、ぜひ今回の対策事業が委員会の提言にあるような形でいい方向に進んでいけばいいと思います。そのうえで、私もちょっとよく理解できないのは、例えば区民の方に向けていじめ対応会議というのがどういう組織なのか、要するに今までの教育委員会と連携を図る組織なのか、あるいは教育委員会がやっているいじめ対策とすみ分けはあるのか、それとも一緒にやっていくのか。その辺が、図を見る限りは「連携」と書いてあるので、多分一緒にやっていく。ただ窓口は従来の教育委員会のほうにもあるし、新た

に区長部局のほうにもある、相談窓口は増えているということだと思っておりますけれども、相談した後に情報共有をどうするのか。具体的な対応はそれぞれでやるのか、それとももちろん連携してやると思うんですね。学校いじめ対策委員会というのは教育委員会事務局のほうにあるから、調査をしたりするのはこちらでやると思うので、この新たな組織が教育委員会と連携してどういうことを目的にして何をするのかというあたりが、もう少し分かりやすく整理されて区民に周知していく必要があるのかなというの思いました。

もっとこの資料を読み込めば分かるのかもしれないですけれども、ほかの自治体を見るとはっきりすみ分けていて、重大事態について教育委員会のほうで把握して、それが区長部局のほうに上がったなら区長部局が調査をするとか、そういうすみ分けをしている自治体もある。でも本区の今の提案は、恐らく窓口が複数あって連携して対応していくという組織になっていると思うので、その辺のことができるだけ分かりやすくなっていくといいのかなというのを私は思いました。

以上です。

○総務課長

ありがとうございます。今、委員のほうから分かりにくいとお話のあった部分について、若干補足をさせていただきます。

まず、対応会議というものに関しては、今委員おっしゃっていただいたイメージのとおりでございます。まず区長部局でも教育委員会でも今後いじめの相談等々は受けていくようなイメージでございます。こちらの対応会議につきましては、それぞれに入ってきたいじめの相談ですとか事案につきましては、全て双方で共有をして対応していくというイメージを持っております。当然、区長部局の総務課のほうに入ったものに関しましては、ソーシャルワーカー等がおりますから、対応・支援等は行ってまいりますけれども、必ず教育委員会と情報は共有、連携をした上で、やはり学校現場に入っていく関係から学校からの協力も必要になってまいりますので、そのような形で進めていくようなイメージで考えてございます。

今いただきましたようなすみ分けといたしますか、組織の在り方を、今後分かりやすく伝えていくように工夫してまいります。ありがとうございます。

○総務部長

ほかに御意見等がございましたら。

○海沼委員

よろしいですか。児童や生徒からのいじめの相談を受けた場合に、私も半分まだ理解できてないのかもしれないのですけれども、今の学校とか教育総合支援センターとの連携というのは、区長部局と全部が連携をされるということでもよろしいですか。

○森澤区長

そうですね。先ほど対応会議というお話がありました。イメージとしては、福祉分野でもやっているケース会議のように、色々な職種の人がその事案をどうやって対応、解決していくのかについて話し合い、区長部局も教育委員会側もそれぞれが持っている情報を共有し、その中でベストな解決策を模索していくといったイメージを持っています。

○海沼委員

分かりました。

○稲垣委員

いじめを発見したときは学校の先生がすごく負担というか大変な位置づけになると思うんですけども、学校の先生のフォローというか、その辺をこちらの部局のほうなのか教育委員会なのか。一緒にやるにしても、いずれにしてもその辺は手厚くしてあげて、いじめを見つけてしまったら自分の立場が不利になるとかいうデメリットが大きくなるようにすごく気をつけてあげてほしいなというのが一つと。

あと、委員会の提言とかを見させていただいたんですけども、加害児童への対策というのが全然入ってなくて、いじめは基本的には加害児童のほうにも問題があることがすごく多くて、家庭のことだったり勉強の上でのストレスだったり、人をいじめて楽しむというのは問題がないとやらないと思うんです。なので、加害児童のほうにすごく問題があるなというので、家庭のことにしろスクールカウンセラーにしろ、加害児童がサポートを必要としていると思うんですね。なので、加害児童のほうのフォローをしてあげてほしいなということ。

あと、結構いじめられた子が転校しなければいけないとか、いじめられた子が学校に来られなくなるというのはすごく不条理だと思っていて、本当はいじめた子を集団から出したほうが良いと私は思っています。フランスで、9月からいじめた子を転校させるという法律ができたんですね。そこまでは過激だと思うんですけども、実際いじめていた子が転校したらクラスの雰囲気はすごくよくなって、いじめられていた子も学校に来られたという事例も聞いたこともありますので、その辺のいじめられていた子への対策というのも、教育委員会も区長部局もですが、一緒に考えていけたらいいのかなと、私見ですけども思っています。

○森澤区長

ありがとうございます。冒頭にありました先生の負担という点についてですが、まさに学校とか先生、またあるいは教育委員会の負担軽減という観点においては、今回、区長部局にいじめ部門を置くということはすごく大きいことだと思っております。学校現場で対応するのは、専門的な知識も含めてですけれ

ども、ふだんの児童・生徒との関わりもありますので、対応の仕方というのなかなか踏み込んだりとかいうのも難しい部分があるだろうなというのを感じているところです。そういう意味で、第三者的な専門家の立場から解決に向けて一緒に取り組んでいくというところは、すごく必要なのかなというのが大きいところではあります。なので、ソーシャルワーカーとか弁護士さんとかそういったところで、解決に向けて先生たちの負担を少しでも軽減するというような視点も非常に重要かなと思っています。

○伊崎教育長

私からもすみません。最後のほうにおっしゃられた加害児童への配慮なんですけれども、教育的配慮として加害児童の背景とか加害に至った過程というのが、やはりそれは学校・教育委員会のほうできちっと捉えて、そこをフォロー、支援していく。場合によっては育て直しといった、そこまでできるかどうか分かりませんが、そういった支援体制を組むことはそれが教育の分野かと思っています。教育の分野は今、先ほど言いました寄り添った支援で、あと法的なところでどういうふうに進めていったらいいのかというのが市長部局のほうが入り込みやすいかなと。

なかなか今の学校で加害と被害の両方に寄り添いながら解決を図るのは、すごく難しいことを求められていると思うんです。だから、そこは教育としてやらなければいけない、でもそれだけだとなかなか前に進まないところを、法的なところも含めてきちんと整理していくのが区長部局に求められることではないかなと解釈しました。

○塚田委員

よろしいですか。今、教育相談は非常に難しいですよ。学校の先生だと余計難しくなってしまうと、それで訳が分からないうちに時間がたってしまうというふうになる。私仕事は弁護士なんですけれども、弁護士だと割合簡単なんですよ。相手が悪い、悪いやつだ、そういうことだし、だから教育的配慮云々と言い始めると訳が分からなくなってしまう。だから弁護士を使うというと、この弁護士さんが困ってしまいますね。弁護士の意見としては、こいつを転校させろということで、賠償金を幾ら取れとかいうことですよ。だけど、それで解決になるのかということもあるので。

○森澤区長

そういう意味で、第三者的な立場から、今何が起きているかということ整理するのは非常に重要かなと。やっぱりどうしても学校現場の中だと、なかなかそこは切り離せない。ただ事実としてはどういうことが起きているのかという、先ほどおっしゃったように時間がたってしまうみたいなことも含めて、整理していく必要があると考えています。

○塚田委員

今回の目的としては、いじめを自ら解決するという強い意欲がある。解決まで入ったって、何もかも分からなくなってしまうんですよ。だから、いじめた子が立ち直っていい子になりましたというのはあり得ないですよ。何が解決で、自ら解決することに強い使命感を抱いていると。だから弁護士みたいにやるのが簡単なんですけれども。

○森澤区長

そういう意味では、もともとの教育委員会のほうにいる様々な、相談員もそうですし、区長部局の弁護士、そしてソーシャルワーカーなどで、本当に様々な角度から見ていくということも一つ必要なのかなとは思っていますが、難しいのは難しいというのは、そうだと思います。

○塚田委員

センターにはHERTSがあって、警察の経験者が入っている。俺は警察だからおまえを逮捕しちゃうぞというふうにはいかないの、なかなかHERTSの方も難しいのではないかという感じで、かなり難しい分野に切り込まないといけません。

○森澤区長

今回子ども家庭庁がこうしてモデル事業をほかの自治体でやっていることも踏まえると、やはりどこの自治体も今模索している部分なのかなというのは実際ありますね。

○塚田委員

旭川はひどい話でしたよね。

○森澤区長

そうですね。

○吉村委員

対応はすごく難しいと思うんですけども、学校がこういうケースで非常に悩むのは、例えば法的にこういうケースはどういうふうにしたらいいとか、そういう知見がやっぱりなかなかなくて、校長先生なんかも非常に悩むのはそこなんです。だから加害の子に対しても被害の子に対してもいろいろやりたいけれども、これ以上やってしまうと人権問題になってしまうのではないかと、そういう悩みが多くてすごく苦慮している。

今回はここに弁護士さん、教育委員会事務局にも弁護士はいると思うんですけども、弁護士がこういうふうに動くといいですよという法的な見解をきちんと示してくれるだけでまず大きいとは思いますが、本当に重大な案件につ

いては、実は学校は保護者の中に入るのは厳しいですね。それは弁護士が入ってくれるだけで解決するという案件が、おっしゃいましたけれども、実は今までに結構ある。だからそういうことも少し考慮していくといいのかなと、相談はできるけれども対応は全て学校ですよとなってしまうと、なかなか厳しい部分がまだあるのかなと思います。

○森澤区長

そうですね。そこはさっきの先生の負担といったところも含めて、法的な立場から適切な助言、時には、そういう対応というのにも必要なのかなと。

○稲垣委員

いじめという概念の話になってしまうんですけども、例えば生徒から先生へのいじめとか、あと先生から生徒へのいじめというのも実際にあるじゃないですか。それに関しては扱わないのか、ここから手を差し伸べる気はあるのかとかは、どうですかね。

○森澤区長

それでいうと、そういった形で御相談をいただいた場合は、どんなケースであってもやはり現状を確認して対応していくというのが必要なのかなとは思っています。学校内で起こっていることであれば、やはり対応していく必要はあるのかなと思います。

○総務部長

そうしましたら、先へ進めさせていただいて、もう一点御報告がございますので、次第の3の協議・報告の2点目になります。特別支援教育について、特別支援教育担当課長より説明をお願いいたします。

○特別支援教育担当課長

よろしく願いいたします。資料3を御覧ください。こちらの資料に沿って説明をさせていただきます。

まず1番、品川区の特別支援教育についてでございますが、障害のある児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を現在も行っております。そして引き続き充実に努めてまいりたいと考えております。

2番、特別支援学級等の設置状況、こちらを御覧ください。色ごとに分けておりますが、1つ目の固定級につきましては、子どもが毎日通って学習をする学籍のある学級になっております。障害の種別ごとの少人数学級で、障害のある子ども一人一人に応じた教育を実施しております。設置状況といたしましては、知的障害特別支援学級、自閉症情緒障害特別支援学級、病弱特別支援学級

を設置しております。自閉症情緒障害特別支援学級につきましては、来年度、小学校で新設に向けて今現在動いているところでございます。

次の通級指導学級でございますが、こちらはほとんどの授業は在籍の学級で行っております。障害に応じた課題を改善・克服するための指導を、通級指導学級設置校に週1回程度通って指導を受けている状況でございます。こちらにつきましては言語障害通級指導学級、難聴通級指導学級を設置してございます。この難聴通級指導学級につきましては、令和6年度、豊葉の杜学園の前期課程にて開設する形で準備を進めております。

最後に特別支援教室についてでございます。こちらはほとんどの授業を在籍の学級で行い、学校内にある特別支援教室で週に1日程度、訪問指導教員による指導を実施しております。訪問指導教員は拠点校におりますので、その教員がそれぞれの学校を回って指導をしているような状況でございます。

3番、特別支援教育に関わる人材につきましても、同じ色ごとに関わる人材を明記してございます。それぞれの学級、教室ごとに専門家等関わっている人材もおりますし、最後の黒い字体、通常の学級というところでは発達障害教育支援、これは発達障害の児童への在籍学級での学習支援として、現在モデル校実施をしております。また医療的ケア看護師の配置、こちらも令和3年度から、医療的ケアが必要なお子さんに対して看護師を配置しております。それぞれこうした関わる人材を充実しながら、区の特別支援教育を推進しているところでございます。

裏面を御覧ください。御説明申し上げたそれぞれの特別支援学級や特別支援教室、またはそれに関わる人材、就学相談の件数の年度ごとの推移を示しております。御参考までに御確認いただければと思います。

私からは以上でございます。

○総務部長

説明が終わりました。こちらただいまの御説明につきまして、御意見、御質問等があれば、お伺いできればと存じます。

○海沼委員

よろしいですか。病弱特別支援学級というのは、昭和大学にある「さいかち学級」ですか、あそこでもよろしいですね。今通っている方、そこに入院されている方というのは何名かはいらっしゃるんですか。

○特別支援教育担当課長

こちら病弱特別支援学級については、ちょうど現在1名在籍しております。今回ゼロという形で示しておりますけれども、やはり年度途中に入り年度途中にまた戻られるお子さんも多いですので、ある時点での数値になりますのでゼロという形で示しております。ただ、短期入院されているお子さんにつきましては、転学せずにそこで指導を受けるような形も行っており、これは今年度既

に15人程度はそうした指導をしているところでございます。
以上です。

○吉村委員

特別支援教育については、今インクルーシブを進めていくという方向でやってきているので、今御説明のあった特別支援教育に関わる人材というところがとても重要で、インクルーシブを進めていくという理念はもちろん賛成だし、学校もそう思っているんですけども、ただ実際、30とか35人の集団の中でやっていくとなると、どうしても、そこに担任1人で30人、35人を見ていくということの限界があるということも事実です。やっぱりこの支援員というものが、多分年々充実されてきていると思うんですけども、どこの自治体もやっていると思いますが、ここが本当に重要で、ここを抜きにしてインクルーシブというのはなかなか、今の学校現場の状況を考えると授業もたくさんやらなければいけないしという、そこが非常に重要なところだということは一つ思っています。

それからもう一つ、今回、来年度から情緒の固定を宮前につくっていただけるという、これは教育委員会のほうでも報告を受けたんですけども、実は学校は多分このニーズがすごくあると思っています。今現在こういう情緒に対する固定級がないので、本来はその子に合っていないけれども知的の固定級に行くとか、そういうケースが結構あるので、やはり今一番学校としてこのニーズを感じているのは情緒の固定かなと思っています、ぜひ来年スタートさせて宮前の状況を様子を見ていきながら、こここそ本当はさらに充実させる必要が出てくるかもしれないなというのは思っています。

以上です。

○稲垣委員

実は特別支援教室のほうを利用しようと思って見学させていただいたことがあって、目も届いているしすごくいい教育をされていて、先生方も厳しいところは厳しく、優しく危険がないようにしっかり見守っていらして、すごくよかったんですけども、とにかく入るのに時間がかかる。いっぱい、よほどのことでないと入れないよと言われたんですね。なので、例えば9月までに申し込まないと3学期に間に合わないとか、とにかく必要になってから入れるまでの期間が長いなというのがすごく気になって。あとまた枠も少ないのかなというのは気になったので、人材が必要になるので難しいところもあるのであれですけども、その辺がもうちょっと増えてくると、必要としている子がすぐに受けられると。やっぱり子どもにとっての1か月、2か月はすごく大きいと思うので、なるべく早く必要な支援が受けられるようになったらいいなというのがあるのと。

あと、その支援教室に入るために、テストでWISCを受けなければいけないんですけども、WISCを受けるのも多分半年ぐらいかかると言われます。

とにかく何をするのも待ちで、病院を受診するのも待ちみたいなことになっているので、その辺をできればもう少し早く助けてあげられるといいなというのは、自分が当事者としてすごく思った感じです。WISCって取れそうですか。

○特別支援教育担当課長

まず、検査についてもこちらのほうで対応しているところでございまして、おっしゃるとおり、今ニーズが高いので、児童・生徒理解という形でも今検査を実施しています。おっしゃるとおり、特別支援教室を利用するときでも、本ガイドラインに基づいて必要になってくると。ですので検査数を増やすということも、人材の確保と同じように今後考えていかないといけないのかなと考えております。

以上です。

○稲垣委員

それに絡んでもう一つ、相談をしようと思っても支援センターのほうに電話をさせていただいても、相談の予約が取れませんという形で断られてしまったことがあります。やっぱり相談の電話をかけるのは親としてもすごくハードルが高い部分だと思うので、そこですごく混んでいてできないのは分かるんですけども、だったらほかに、じゃあこちらに行って相談してみてくださいとか、せっかく糸をつかもうとした人を手放すのではなくて、何かしらの支援に、どこかにつなげてあげられるといいなというのは思っています。

また、受付の方が多分専門の方ではないのかもしれないんですけども、やっぱり受付の方はすごく大事なので、受付の方がちゃんと寄り添った対応ができる方になるといいなという、本当に単純な要望なのですが。

○教育総合支援センター長

ありがとうございます。本当にそのとおりで、そういった意味での苦情というのを年に何回か受けることがあります。その都度、所属職員には係長を通じて、シャッターを下ろすのではなくて次の場所につないであげるところを大切にして対応してほしいということは所属長として考えておりますので、区民の皆様には御迷惑をかけないように心がけていきたいと思っています。

○稲垣委員

よろしくをお願いします。

○総務部長

よろしいでしょうか。そうしましたら2件終わったんですけども、全体を通して何か御意見等がございましたら、またお願いできればと思いますが。よろしいでしょうか。

○海沼委員

よろしいですか。就学相談は、そこでいろいろありますよね。その内容というのではないでしょうけれども、どういうのかなというのが多分いろいろあると思うんです。就学相談でやはりこういう学校に行ったほうがいいですよと言われた場合とか、こういう学級もありますよとおっしゃられる場合もあるでしょうし、普通学級でもいいですよと言われる場合もあるでしょうけれども。そこら辺が、私も見学はしたことないので分からないんですが、就学相談はどうなのかなと。

○特別支援教育担当課長

就学相談については、まず保護者の方から申込みをいただきます。実際の相談に際しては、例えば新1年生であれば、先ほどのWISCではないんですけども田中ビネー検査というものを受けていただいて、検査というものが一つあります。もう一つは、実際に教育総合支援センターに来ていただいたときに、一緒に何人かのお子さんで集団での活動の様子を見たりだとか、あとは医師の方、心理士の方から見ていただいたり、学校の先生もですけども、そうした様々な方から見立てを受けて、それぞれの見地をいただきます。

合わせて、最後に特別支援教育担当のほうで保護者の方に、例えば特別支援学校ですよとか、通常学級と特別支援教室を使いましょうとか、結果としてこういう御意見がありましたとお伝えしています。プラス、保護者の方がそれを聞いて最後にどんなニーズを持たれるのか。決定は保護者の方がそういった意見を聞いてもらって、保護者の方のニーズと合わせて決定していただくというような形で進めていくこととなります。

○海沼委員

ありがとうございます。

○稲垣委員

それに関連して少し、先生方も子どもにとっては支援が絶対必要だと皆さん思っているけども、保護者が認めないことというのは幾つもあって、それでトラブルになっている事例もよく聞くので、すごく難しいと思うんですけども、そういうときにどうしたらいいですかねと思って。

○特別支援教育担当課長

おっしゃるとおりとても難しい問題だと思います。小学校1年生の入学のときもそうですし、中学校に上がる時、またその先についてもその問題は保護者の方はずっと考えていかなければいけないので、我々が考えることは保護者のニーズを聞きながら、保護者に寄り添いながら対応をする。

ただし、もう一つは、例えば通常学級に特別支援学級「適」となったお子さ

んが通われるときに、その子の支援を充実していかなければいけないですし、その子の支援をすることで学級にいるほかの子の教育活動も円滑にしていく。先ほどの人材の話で充実についてももっともっとしていかなければいけないんですけれども、そうした思いを持って取り組んでいければと考えています。

以上です。

○吉村委員

学校と保護者の方がやるということが結構リスクが高くて、信頼関係が損なわれるケースが多いですね。そういうときこそスクールカウンセラーとか、第三者の方から、専門家が話すというのが一番いいですね。だから、できるだけそういう方向でやるほうがいいんですけれども、スクールカウンセラーも週1勤務ですね。

○稲垣委員

週1なので結構予約が埋まっている状態です。

○吉村委員

予約だから、そういうところですね。そこら辺も今後やっぱりもう少し充実できると、スクールカウンセラーの方に対応してもらおうと。

○稲垣委員

スクールカウンセラーの方が本当にいい方なので、ぜひ。

○伊崎教育長

多様な専門的な人材で対応していくというのは増やしていきたいなとは思っております。

○総務部長

よろしいでしょうか。

それでは、議題が終了させていただきます。会議の終了に際しまして、区長から御挨拶をお願いいたします。

○森澤区長

本日はありがとうございました。いじめの問題は先生方がおっしゃられたように非常に難しい課題ではあるんですけれども、予防の部分、早期発見の部分、そして答申でもありますけれども、解決するという意思をしっかりと持って教育委員会を中心に、学校もちろんですけれども、区長部局もしっかり連携して取り組んでいきたいというふうに思っております。進めていく中でまた課題が出てくると思いますけれども、そういったところを一つ一つ丁寧に対応しながら、よりよい体制というのを整えていきたいなと思っています。

特別支援に関しましても、今、支援が必要なお子さんというのは増えているというのも現状としてありますので、やっぱり人材を学校現場に増やして行って、一人一人に寄り添った対応をしていくことも非常に重要だと思っておりますので、保護者対応もそうですし、何より児童・生徒が一人一人に合った支援を受けられるような体制の充実というのを図っていきたいと思っております。

区長部局と教育委員会のこれまで以上の綿密な連携、そしてまた本日いろいろな視点から御意見いただきましたけれども、そういったところを踏まえて着実に推進をしていきたいと思っておりますので、引き続きどうぞよろしく願いいたします。本日はありがとうございました。

○総務部長

どうもありがとうございました。

それでは、これをもちまして第1回総合教育会議を終了いたします。ありがとうございました。

— 了 —